

令和3年11月30日から同年12月28日までに公布された条例の一覧

| 番号 | 条例名 | あらまし | 公布日 | 施行日 | 担当課 |
|----|--|--|------------|--------------|--------|
| 32 | 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例 | 令和3年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与を引き下げの方針が決定されたことを受け、本市においても国と同様に、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正しました。 | R3. 11. 30 | 公布の日 (原則) | 人事課 |
| 33 | 島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 令和3年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与を引き下げの方針が決定されたことを受け、本市においても国と同様に、市長及び副市長の職員の期末手当の支給割合を引き下げのため、条例の一部を改正しました。 | R3. 11. 30 | 公布の日 (原則) | 人事課 |
| 34 | 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | 令和3年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与を引き下げの方針が決定されたことを受け、本市においても国と同様に、教育長の期末手当の支給割合を引き下げのため、条例の一部を改正しました。 | R3. 11. 30 | 公布の日 (原則) | 人事課 |
| 35 | 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 令和3年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与を引き下げの方針が決定されたことを受け、本市においても国と同様に、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げのため、条例の一部を改正しました。 | R3. 11. 30 | 公布の日 (原則) | 病院総務課 |
| 36 | 島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 令和3年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与を引き下げの方針が決定されたことを受け、本市においても国と同様に、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げのため、条例の一部を改正しました。 | R3. 11. 30 | 公布の日 (原則) | 人事課 |
| 37 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例 | 令和3年5月に公布された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、認定審査における添付書類が変更されるとともに、共同住宅について管理組合が一括して認定を申請する仕組みが創設されることから、手数料の区分を変更し、共同住宅等に係る手数料の金額について住戸当たりの金額から住棟当たりの金額に変更するため、条例の一部を改正しました。 | R3. 12. 28 | R4. 2. 20 | 建築住宅課 |
| 38 | 島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 | 消防団員の処遇の改善を図ることを目的として、年額の報酬額の引き上げ等を行うため、条例の一部を改正しました。 | R3. 12. 28 | R4. 4. 1 | 危機管理課 |
| 39 | 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 島田市立総合医療センターが加入している産科医療補償制度の1分べん当たりの掛金が令和4年1月から減額されることに伴い、分べん料等の引き下げを行うため、条例の一部を改正しました。 | R3. 12. 28 | R4. 1. 1 | 医事課 |
| 40 | 島田市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 標準市議会会議規則の一部改正が行われたことを受け、欠席事由について、具体的に示すとともに、災害その他のやむを得ない理由、また、新型コロナウイルスなど、重大な感染症のまん延を防止する観点から委員会を開会する場所への参集が困難と判断される場合に、オンラインを活用した委員会を可能にするため、条例の一部を改正しました。 | R3. 12. 28 | 公布の日 | 市議会事務局 |